

「公武一和」システムと国事審議

——文久三年の將軍上洛をめぐって——

青 山 忠 正

一 「王政復古」と国事審議機関

慶応三年十二月九日（一八六八年一月三日）、天子睦仁（諡号明治天皇）は招集された一部の公家及び関係五藩（尾越芸土薩）の武家に向かい、「王政復古」の主旨に基づき、摂政・関白を初めとする公家側諸制度ならびに征夷大將軍以下の武家側諸制度を、すべて廃止し、それらに代わる制度として、総裁・議定・参与の三職を設置する旨を宣言した（諸大名への公布は十四日、寺社・農商へのそれは十六日）。いわゆる「王政復古大号令」である。その主な文面は次のとおりであった（カッコ内の注および句読点は青山による。以下同様）。

徳川内府（内大臣慶喜）従前御委任大政返上、將軍職辞退之両条、今般断然被聞召候、抑癸丑以来未曾有之困難、先

帝（孝明天皇）頻年被悩宸襟候御次第、衆庶之所知候、依之被決叡慮王政復古、国威挽回之御基被為立候間、自今摂関幕府等廢絶、即今先仮りに総裁・議定・参与之三職を置れ、万機可被為行、諸事神武創業の始に原つき、摺紳武弁堂上地下の別なく、至当の公議を竭し、天下と休戚を同可被遊観念に付、各勉勵、旧来驕惰の汚習を洗ひ、尽忠報国之誠を以て可致奉公候事

一、内覧・勅問御人数・国事御用掛・議奏・武家伝奏・守護職・所司代、総而被廢候事
一、三職人体

総裁 有栖川帥宮（熾仁親王）
議定 仁和寺宮（嘉彰親王） 山階宮（晃親王）
中山前大納言（忠能） 正親町三条前大納言（実愛）

中御門中納言（経之）

尾張大納言（徳川慶勝） 越前宰相（松平慶永）

安芸少将（浅野茂勲） 土佐前少将（山内豊信）

薩摩少将（島津茂久）

参与 大原宰相（重徳） 万里小路右大弁宰相（博房）

長谷三位（信篤） 岩倉前中将（具視）

橋本少将（実梁）

尾藩三人 越藩三人

芸藩三人 土藩三人

薩藩三人

一、太政官始追々可被為興候間、其旨可心得居候事

一、朝廷礼式追々御改正可被為在候得共、先撰籤門流之儀

被止候事

（後略）

言うまでもなく、この宣言布達にもなる変革は、それまでの公家・武家双方の側の、どのような制度にもよらず、その制度の外部から、変則的に実現されたものであった。すなわち、公家側では摂政二条斉敬以下、武家側では將軍徳川慶喜以下をはじめとする、旧制度において既得権を持つグループを参加させず、岩倉具視・中山忠能・正親町三条実愛・中御門経之・大久保一蔵・西郷吉之助・後藤象二郎ら、ごく少数者が、指揮下

の藩兵を動員して御所の各門を封鎖し、許可者のみを通過させ、彼らだけを直接の対象として天皇の名において宣言が布達されるという手順を踏んだのである。その事態が、一般に「政変」あるいは「クーデター」と呼ばれるゆえんも、そこにある。しかし、その制度改変は、曲折を経ながらも、政治社会の中で正統性を認知され、やがて設立された「太政官」をはじめとする諸制度は、日本列島の全領域を対象とする国事を審議し、執行する機関として機能するようになった。

政変で端的に成立した審議機関は、総裁・議定・参与の三職だが、それが持つ最大の特徴は、宣言の前文に「搢紳武弁堂上地下の別なく、至当の公議を竭し」とあるように、任命にあたって、公家・武家の格差と、その内部の身分差が解消されたことであった。念を押すまでもなく、ここでの「搢紳武弁」とは、一般にいう公家・武家のことを意味したものである。

実際に、身分にかかわりなく任命された公家・武家の両者が、同席して国事審議にあたる情景は、旧来の秩序感覚になじんだ者の眼からみれば、異様にさえ映る事態であった。十二月九日夜、小御所で開催された会議のありさまについて、みずからも議定として参加した越前の松平春嶽（慶永）は、国元の当主茂昭にあてた十三日付書簡で次のように記す（『松平春嶽末公刊書簡集』八二頁。以下、『書簡集』と略記）。

(前略) 小御所へ藩士も出つ、再朝儀にて三職被定、惣裁・

議定・参与、帥宮を以惣裁とし、議定にハ、山階宮・仁門

仁門今日還
餘部出 正親町前三条・中山・中ノ御門・尾越薩土芸、参与

も公卿以上と打込ニ御さ候、雪江・十之丞・鹿之介も参与

被仰出、追々書付類御承知と存候ゆへ略之申候、雪江杯と

大原宰相・万里小路右大弁・橋本少将と御同役ニ御さ候、

未曾有之珍事心配中ながら、おかしくなり申候(後略)

無位無官の越前藩士中根雪江らと「大原宰相」、すなわち従

二位にして参議という高位高官にある大原重徳らが「御同役」

を勤めるのは、春嶽ならずとも「おかしく」なることに違いな

かった。ちなみに諸藩士の参与公式任命は十二月十二日以降、

逐次行われるが、十二日時点で任命された者は、次の五藩各三

名(尾張のみ二名)、計十四名である。薩摩岩下左次右衛門・

西郷吉之助・大久保一蔵、尾張丹羽淳太郎・田中国之輔、安芸

辻将曹・桜井与四郎・久保田平司、越前中根雪江・酒井十之丞・

毛受鹿之助、土佐後藤象二郎・神山左多衛・福岡藤次。

この時春嶽が抱いた、「参与も公卿以上と打込」であること

への違和感は、家格意識の強い公家にとっては、さらに強烈で

あったと思われる。その異様さを乗り越えて実現されるべき必

然性が、この変革にはあった。だからこそ、この変革は実現し、

さらには先に触れたように、政治社会の中で正統性を獲得して

行くのである。

この点の理解について、これまでの、とくに一九七〇年代ま

での明治維新政治史研究は、「武力討幕」といった、仮想の概

念に引きずられて、見落とす部分があったと思う。³⁾つまり、

十二月九日政変が担っていた、公武の身分差を解消した国事審

議機関の形成という側面に、うまく着目できなかったようであ

る。

現実の経過に眼を向ければ、公武合同による国事審議という

あり方は、安政五年(一八五八)六月の通商条約調印問題を直

接の発端とし、文久三年(一八六三)三月の將軍上洛を具体化

の契機として進展してきた。本稿では、そのすべての経過につ

いて考察する用意はまだないが、將軍上洛前後の政事総裁職松

平春嶽の行動を手がかりとして、この当時から「公武一和」と

して形成され始める、公武合同による国事審議の様相と、その

場から生み出され、解決が模索される諸課題のあり方について、

とりあえずの素描を試みることにしたい。

二 春嶽の政事総裁職就任

越前松平家の隠居、春嶽は文久二年(一八六二)七月九日、

將軍家茂から新設の政事総裁職に任じ、政務の枢機に参画する

ことを命ぜられた。よく知られているように、一橋慶喜の将軍後見職任命と同時期である。さらに閏八月一日には、会津松平家当主容保が、これも新設の京都守護職に就任する。

これら一連の人事面での改革は同年三月、薩摩島津家の「国父」、島津和泉（直後に三郎と改称）久光の率兵上京（三月十六日入京）と、その後の勅使大原重徳を擁しての東下（六月七日江戸着）という事態を契機としていた。久光は上京に際し、かねてから縁戚関係にある近衛家を通じて天子統仁（諡号孝明天皇。以下、「天皇」と表記）に対し、国政改革を建言していたが、その要点は、かつて安政年間に大老井伊直弼の執政の下で処分を受けていた、近衛忠熙・鷹司政通らの赦免、同じく一橋慶喜・松平春嶽らの赦免と、その将軍後見職・大老への任命、不逞浪士の取り締まり、などであった。

勅使大原の東下は、この久光建言を容れて実行されたものだが、将軍に伝えられた天皇の意向には、第一に将軍が上洛して天皇と国事を審議すること、第二に薩摩島津・長州毛利・土佐山内・仙台伊達・加賀前田の各大名を五大老として、国事審議にあずからせること、第三に慶喜を将軍後見職に、春嶽を大老に、それぞれ任ずること、の三策が含まれていた。この三策のうち、第一策は長州毛利家の、また第二策は岩倉具視の主張を盛り込んだものという。

このような外様国持大名による国事への直接的な介入は、前年の長州毛利家による行動を皮切りとしていた。すなわち、毛利家は直目付長井雅楽による献策（いわゆる航海遠略策）を「藩論」として、天皇・将軍の間に立った周旋を行っていた。島津久光による率兵上京は、その途中に、いわば割り込む形で行われたのである。

いっぽうの将軍側においても、事態への対処が進められていた。すなわち、四月二十五日、一橋慶喜・徳川慶恕（慶勝、尾張徳川家隠居）・松平春嶽・山内容堂（豊信、土佐山内家隠居）の罪を免じ、その政界復帰を完全に許した。繰り返すまでもなく、その全員が大老井伊直弼と対立し、安政五〜六年（一八五八〜九）以来、隠居謹慎などに処せられていたものである。現將軍家茂と老中は、先代將軍家定・井伊大老時代以来の政策を、まずは人事面において、明白に撤回することを余儀なくされたのであった。さらに五月七日、春嶽は將軍から政務参与を命じられるに至った。

老中は、春嶽や慶喜の役職登用に必ずしも積極的ではなかった。しかし、最終的には七月九日將軍家茂は、春嶽を政事總裁職に、慶喜を將軍後見職に任じたのである。その背景には、勅使の要求という圧力とともに、薩摩による老中に対するテロルの脅迫さえあったと言われるが、基底には、徳川家の大小目付

層以下、旗本による構造改革要求の動きが存在したものと考えられる。なお、春嶽が「大老」ではなく、政事総裁職という新設職に就いたのは、大老は譜代大名の勤め場であり、家門筆頭の越前松平家にふさわしくないという理由からである。ここにその一端が見られるように、家格に対する意識や、徳川家との血縁の有無による政治的立場の認識は、当時の政治社会の内情において、現代人が一般に想定する以上に強固なものがあつた。

三 将軍臨席評議の制度化

このような経緯の下に政事総裁職に就任した春嶽だったが、先例も無い職について、すぐにその抱負を徳川将軍家の政策に反映させることは至難であつた。春嶽は就任して、わずか十六日後には、すでに辞意を漏らし始める。七月二十五日付、越前松平家当主茂昭（在福井。以下同様）あて書簡で、彼はその模様を次のように述べている（『書簡集』一六頁）。

極密申進候、方今之危殆累卵之心地ニ御さ候、日々登城之模様并大原（重徳勅使）応接之次第等ハ、家老・側用人等より可申上候、当今之一大難事ハ幕吏之因循甚敷、実ニ目もあてられぬ様子、竊ニ切齒之心地にて、またしも大小目付・勘定奉行等は宜候へ共、至乎老中・若年寄候而者大変

至極ニ御さ候、夫ゆへ安天下民ハ扱置、江戸之人民ニも不心付、城中ハ扱置、英明をも御大切、真ノ一字如何可有之哉、夫而已総裁之場合恐入深々痛憤罷在候、衰世之有様かくのことくと泣候より外無之、貴殿御用部屋之様子不知候故、夫程ニハ不被存と存候、今日雪江へも内々申候処驚愕之体、中々世間で見れハ、老中か刑（一橋刑部卿慶喜）・春（春嶽）を厭ふゆへ、先き行不致と可申候得共、夫てハ結構至極、決而刑・春を厭ふ友は無之、ふぬけ同然と申而宜候、此上ハ是非く刑・春尽力ハ不及申候得共、家来共からも幕吏を責メ候方可然と、雪江とも内談いたし申候、此義ハ当家老始へも不申聞、貴殿ゆへ申進候間、其表家老・弾正始へも、決而く御沙汰なし奉願候、何分天朝崇奉杯ハ夢ニも見られぬ有様にて、よく天下ハ今迄治マリ候と、実ニ我等ハ感心申候、何分此上不及精々ハ心配可致存候間、降心可給候、今日も公方様へも御菓子出、刑・春同様三方にて出申候、直ニ頂戴申候、御前へ召出し、色々御はなし申上、御茶御菓子被下候御小姓、給仕也、前代未聞之由、田安（慶頼）殿後見中も決而右等ハ無之由、平岡丹波守（道弘）申聞候、御懇命と英明等ニハ、誰々も不及申候、其余ハ楽ミ更ニ無之候、何分気張りと楽ミて登城いたし候様、尽力いたし候事ニ候、決而く中々父子之親情故、申洩し候、已上

七月二十五日

春嶽

越前守様

けふは引ふかく、あすハ引ふかくと存候心地、刑も御同様ニ御さ候、日々刑へも御談申上申候、明後日ハ一橋へ三郎（島津久光）を呼出し、我等も橋第へ参り候積ニ御さ候、已上

春嶽は政務が停滞している状況をこのように述べ、その理由を「当今之一大難事ハ幕吏之因循甚敷」と、役人たちの「因循」にあるとした。とくに老中・若年寄の態度について、「世間て見れハ老中か刑（一橋刑部卿慶喜）・春（春嶽）を厭ふゆへ、先き行不致と可申候得共、夫てハ結構至極、決而刑・春を厭ふ友は無之、ふぬけ同然」と非難していた。

この時期の老中・若年寄のメンバーは、表1のとおりである。井伊政権を引き継いで次期政権を担った老中久世広周・安藤信睦・内藤信親・本多忠民、及び若年寄酒井忠毗は、すでに三月から六月にかけて辞任し、残留しているのは松平信義のみであった。久世以下と交代した形になっているのは、水野忠精・板倉勝静・脇坂安宅の三人で、これに松平信義を合わせた四人が、七月時点の老中である。春嶽に言わせれば、彼らが「ふぬけ同然」なのであった。

残留組で井伊家とも縁戚関係にある松平信義、それに在任四

カ月間程の短期間で終わった脇坂安宅はともかく、水野忠精・板倉勝静が、人格的に「ふぬけ同然」であったとは、彼らの後の活動振りから見ても考えにくい。客観的には、この段階での徳川家の政務決定機構が、勅使派遣に基づく制度改革要求という新事態に対応できる状態になかったと考えるべきであろう。

勅使に随行していた島津久光は、みずからの目的を達して八月二十一日、江戸を出立し、京都に向かうが、その途中、横浜近郊の生麦村で行列をさえぎったイギリス商人を殺傷する事件を起こした（いわゆる生麦事件）。その事後処置はイギリス側への賠償金支払い問題として、事件前後から具体化する攘夷実行と絡み合いながら、大きな政治課題を生み出すことになる。

ともあれ、久光が江戸から引き上げた後も政務の停滞状況は改善されなかった。このため春嶽は八月二十四日から登城を中止し、自邸に引きこもるといふ非常手段をとった。その直後の二十六日付茂昭あて書簡で春嶽は、

（前略）幕府之形勢実ニ不容易次第にて只今安危之場と存候、右者別段之儀にも無之、老中始一同皆々幕府之私銘々之私ある者ハ無之候智を用ひ、天下公共之道理不基故にて、諸事我等之建言者一事として総裁職蒙命候以来不被行、空費日月而已にて奉恐入候儀、畢竟不才不徳之所致、幕吏を充分説得不出来故ニ有之候、先般勅使大原左衛門督（重徳）下向以

表1 老中・若年寄在任状況

<p>老中</p> <p>内藤紀伊守信親 安藤対馬守信陸 久世大和守広周 本多美濃守忠民 ※松平豊前守信義 ※水野和泉守忠精 ※板倉周防守勝静 ※脇坂中務大輔安宅 ※井上河内守正直 太田備中守資始 老中格 ※小笠原図書頭長行</p>	<p>嘉永6・9/15～文久2・5/26 免 万延元・1/5～文久2・4/11 辞 万延元・閏3/1～文久2・6/2 辞 万延元・6/5～文久2・3/15 免 万延元・12/8～文久3・9/5 辞 文久2・3/15～慶応2・6/19 免 文久2・3/15～元治元・6/18 免 文久2・5/23～同9/6 辞 文久2・10/9～元治元・7/12 免 文久3・4/27～同5/14 辞</p> <p>文久2・9/11～文久3・6/9 免</p>	<p>越後村上五万石 磐城平五万石 下総関宿六万八千石 三河岡崎五万石 丹波亀山五万石 出羽山形五万石 備中松山五万石 播州龍野五万石 三河浜松六万石 遠江掛川五万三千石</p> <p>肥前唐津六万石(世子)</p>
<p>若年寄</p> <p>酒井右京亮忠毗 ※堀出雲守之敏 水野和泉守忠精 ※遠山信濃守友詳 ※加納遠江守久徴 ※田沼玄蕃頭意尊 ※稻葉兵部少輔正巳 ※平岡丹波守道弘 ※小笠原図書頭長行 ※諏訪因幡守忠誠 ※有馬遠江守道純 酒井飛騨守忠毗</p>	<p>嘉永6・9/15～文久2・6/18 免 万延元・1/15～文久2・12 卒 万延元・12/15～文久2・3/15 転 文久元・7/15～文久2・閏8/25 免 文久元・7/15～文久2・閏8/25 免 文久元・9/14～慶応2・10/24 免 文久2・3/15～元治元・9/27 免 文久2・8/24～(不明) 文久2・閏8/19～同9/11 転 文久2・11/11～元治元・6/18 免 文久3・1/22～同7/5 転 文久3・4/28～同7/28 免</p>	<p>若狭敦賀一万石 越後椎谷一万石 出羽山形五万石 美濃苗木一万石(外様) 上総一宮一万三千石 遠江相良一万石 安房館山一万石 (旗本) 肥前唐津六万石(世子) 信濃高島三万石 越前丸岡五万石(外様) 若狭敦賀一万石</p>

- (1) 「公武重職補任」「諸藩一覧」(『維新史 附録』吉川弘文館 1983 復刊) より作成。
- (2) ※は松平春嶽の政事総裁職在任期間と任期が重なる者。
- (3) 領地石高欄に(外様)(旗本)とある者以外は諸代大名。

来、島津三郎御取扱事等万事申
上候ても、彼馬耳ニ東風にて
中々懇談ニ到兼、且又今度三郎
斬英人候一件等も、建言いたし
候而も右同断にて、迎も恐入勤
統難出来(後略)

と、あいかわらず、大原・島津によ
る申し入れや生麦事件への対処につ
いて、自分の建言が老中に容れられ
ず、「空費日月而已」を嘆いている
〔書簡集〕一七頁。

ところが、福井から呼び寄せられ
ていた(七月六日江戸着)春嶽の政
治顧問横井小楠が、八月二十七日か
ら二十八日にかけて、大目付岡部長
常(在任文久二・六・晦く三・七・
十二)・側用取次大久保忠寛(在任
文久二・七・三く十一・五)らと接
触し、持論を開陳するに至って、事
態は急展開を見せ始める。二十八日、
小楠が大久保と面談したときの模様

を、『続再夢紀事』同日条は次のように記す。⁽⁴⁾

(前略) 大久保云く、昨日岡部駿洲(駿河守長常)に申聞られし御説ハ、同人即日内閣へ申し出、橋公(後見職慶喜)をはしめ閣老以下諸有司一同深く感服せり、其内諸侯の参覲を廢する件ハ、防州(老中板倉勝靜)、宗祖の違法なれハこれを廢するハ然るへからすと申されたれと、是も拙者及駿州の兩人蔽しく説破し、ついに了解せられたれハ春嶽殿の御持論ハ悉く貫徹すへし(中略)御説之中、御上洛の件ハ急務なれと指し当り御勘定向に係る屬吏を更迭せされハ調理方にも着手し兼る程の事にて容易く挙行し得へからす故に、何程急ぎても他の各項よりは後るゝなるへし(後略)

小楠の勸説に、岡部・大久保が同調し、参勤交代の緩和に難色を示す老中板倉を「蔽しく説破し、ついに了解」させ、また將軍上洛についても、実現の可能性が強まった様子がうかがえる。実際に、ここに見える老中の姿勢変化を受けて、閏八月初めには政務の停滞が一挙に解消されるようになり、春嶽も六日には登城を再開した。そのありさまを、春嶽は閏八月七日付茂昭あて書簡に、踊るような筆致で書き送り、これまでと打って変わって「幕府之形勢」が活性化し、参勤交代の緩和が実現したことや、さらに將軍臨席による「御前評」が行われるように

なったことなどを伝えている(『書簡集』一八〇二〇頁)。

(前略) 扱又我等不快之訳、段々幕府之形勢ニより出勤仕候

委細家老・側用人より可申上候間、左様御承知可被下候

一、肥後守(松平容保)、京都守護職、被叙正四位候

三万金拝借、五万石役知之積、此儀ハ未だ発露ハ不致

候

一、諸侯参勤を止メテ述職ニ代ヘ候事、但述職大名三ヶ月

ツ、在府、一季二十人四季にして八十人之積ニ御さ候

三ヶ年月、
参府相成候

一、諸侯之妻子を勝手次第第二国ニ就かしむる事

一、年始・八朔ハ是迄之通り、其他者諸献上御止メ之事

一、年始并四月十七日装束是迄之通り、長袴を廢して平常

殿中勤メ羽織之事

先諸侯之困弊を解クニ如此、其外戍兵をも解き候事、小生

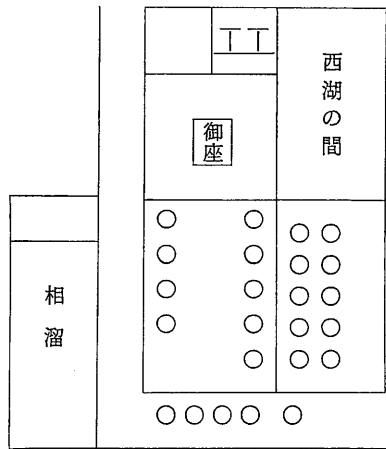
不快申より大議論有之、今日より日々於西湖之間諸役人一

同會議有之、御前評にて実ニ盛んな事ニ御座候、明日も御

前評有之候積、重大事件ハ今後下評議も有之候得共、御前

評にて決候積ニ有之候

大略如此ニ而候(図参照)⁽⁵⁾



図

公方様御上段御着座

御下段右側

後見

政事総裁職

京都守護職

老中

若年寄

御下段左側

寺社奉行

林大学頭

大目付

「公武一和」システムと国事審議

町奉行

公事方

御勘定奉行

御勝手

御勘定奉行

御目付

御勘定吟味役

外ニ

御用御取次

先此等之役ニ御さ候（後略）

この書簡で春嶽が伝えている事項のひとつである参勤交代の緩和は、それ自体、一七世紀以来の將軍と大名の間の主従制的な関係を大きく組み替えるものとして重要であるが、ここでは詳しく立ち入る余裕がない。簡単に触れておけば、参勤大名に代わる「述職」とは、三年に一回の割合で参府（三カ月間）する政府地方官に近い職と理解しておきたい。

むしろここで注目したいのは、將軍「御前評」の構成と、その制度化という事実である。これ以前、將軍のもとでの政務評議が、どのようになされていたか、現在の研究段階では具体的に確認できないが、春嶽が改めてこのように書く以上は、この形式による「御前評」は、文久二年閏八月七日から制度化されたものと見てよいであろう。ここに見えるように、將軍臨席の

もと、後見職・政事総裁職・京都守護職・老中以下、側用取次に至る約五〇名が「実ニ盛んな」評議を行行ようになったのである。

この状況は、引き続き閏八月二十五日付茂昭あて春嶽書簡でも、同様に述べられている（『書簡集』二〇頁）。

（前略）扱又此節者廟堂一新、実ニ乍恐大樹公御始、一橋・老中・諸有司、憤然創業之心得、何分衰季之世態挽回いたし度と、何レも苦心勃興之勢ニ有之、夫故参勤御用捨、衣服之制度も天下へ布告申候、日々於西湖之間御前評有之、橋公・小子・会津・老中・大小監察・両奉行等列参議論頻々、実ニ盛成事ニ御座候、小子共ハ御前へ被為召日々五六度も有之、種々御垂訊難有とのミ奉存候、駢騎登城ゆへ輕便此上なき事ニ候御用人より、可申上候、御上洛も来五月と申積にて、麾下之士九百三拾人斗り之事にて、日光御社参三分の一よりも少く御さ候、小子も御先番罷越候積、刑殿ハ供奉被致御内意被仰出候（後略）

春嶽は「廟堂一新」と言い、「日々於西湖之間御前評有之（中略）議論頻々、実ニ盛成事」と、活性化化した評議の様子を喜ばしげに伝える。しかし、七月時点と比較して、老中・若年寄クラスの人事異動は、平岡道弘が万石以下の身分でありながら、若年寄に就任（八月二十四日付）し、いっぽう遠山友詳・加納

久徴が若年寄を免ぜられている（閏八月二十五日付）程度であり（前掲表1を参照）、さほど大規模な異動が行われたとは言えない。

したがって、やはり將軍臨席による政務評議が制度化された、という側面に注目すべきだろう。さらに踏み込んで言えば、この制度変化により、大小目付など旗本層が將軍の面前で自己の意見を開陳し、老中・若年寄（譜代大名）と並んで政務決定に直接関与できるようになったと解釈できる。春嶽の言う「廟堂一新」は、このような事態を指したものであろう。

それとともに、この書簡からは、將軍家茂が政務に直接関与している様子がうかがえる。すなわち、「小子共ハ御前へ被為召日々五六度も有之、種々御垂訊難有とのミ奉存候」とあるように、家茂は春嶽としばしば面談するようになった。家茂が將軍として、政務に、どのように関わったのかは、これまでの諸研究でもほとんど明らかにされていないが、この書簡を通じて見る限り、「大樹公御始、一橋・老中・諸有司、憤然創業之心得」で政務に携わるようになったのである。この体制のもと、將軍「御上洛も来五月」、春嶽は先発と、内定したのであった。この懸案の將軍上洛は九月七日、「来二月、御上洛可被遊旨被仰出候」として、布達されることになる。

四 攘夷督促勅使の下向

江戸で將軍及び幕僚部による政務執行の状況が、活性化を見せはじめると七月、閏八月にかけ、京都でも、政治状況に大きな変化が生じていた。それは、強硬な攘夷論を唱える勢力が台頭し、天皇家の内部にまで、その影響力を浸透させるようになったことである。

その勢力の中心は、長州毛利家である。上京した毛利家当主慶親（敬親）、世子定広（広封）は、すでに七月十六日、天皇から国事周旋の沙汰を受けていた。ついで七月二十六日には、定広を前にした大会議で「藩論」を、それまでの航海遠略策から破約攘夷論に大転換させた。「攘夷」という概念には、用いられる文脈と個人的な認識の差によって、多様な意味が含まれるが、ここでの破約攘夷論は、現行条約いったん破棄、新条約締結論と要約しておくのがもっとも的確と思う。すなわち、現行の通商条約は、国内の合意を得ていないものであるから、これをいったん破棄し、衆議を尽くしたうえで再び結び替えるが、その過程で外国との間に武力紛争が生じることも辞さない、という議論である。

同様の認識に立つ攘夷論を標榜するのは、武市瑞山を首領とする土佐勤王党、久留米の神職真木和泉をリーダーとする諸国

浪士集団などがあつた。なお、長州毛利家内部で、勢力を得たのは、とくに久坂玄瑞グループだが、その背後には世子定広の存在が大きかつたようである。⁸⁾

しかし、彼らの影響力が天皇家の内部に浸透すると言つても、かつて安政四、五年（一八五七、五八）の將軍継嗣問題をめぐる京都手入れのような公家への入説や、「天誅」と称されたテロルの脅迫などだけで、天皇家としての意向が左右されるわけではない。制度そのものを外部から改廃するのでない限り、勢力地図の変動は、制度内の人事異動として現れるのである。

その意味で、天皇家の意志決定を実質的に担つていたと見られる関白・兩役（議奏・武家伝奏）の在任状況を、表2によつて見てみよう。大きな異動は、まず関白の交代である。安政三年八月以来、その職にあり、大老井伊直弼とも協力関係にあつた関白内覧九条尚忠は文久二年六月に辞任し、後任には、処分を解かれて政界復帰した近衛忠熙が就任していた。繰り返すまでもなく、近衛家は公家のなかでも、薩摩島津家と最も関係の深い家である。久光上京前後に行われた、徳川將軍家における老中以下の異同と関連した動きと見てよい。

また議奏（定員五名）では、久我建通が文久元年十二月に辞し、野宮定功が翌二年正月に後任となつていたほかは、九月まで大きな動きがない。伝奏（定員二名）では、文久年間を通じ

表2 関白兩役在任状況

<p>関白 鷹司太政大臣政通 九条左大臣尚忠 近衛前左大臣忠熙 鷹司前右大臣輔熙 二条左大臣齊敬</p>	<p>弘化3・2/13～安政3・8/8 辞 安政3・8/8～文久2・6/23 辞 文久2・6/23～文久3・1/23 辞 文久3・1/23～同12/23 辞 文久3・12/23～慶応3・1/9 転</p>
<p>内覧 九条左大臣尚忠 近衛前左大臣忠熙 鷹司前右大臣輔熙 二条右大臣齊敬</p>	<p>安政5・10/19～文久2・6/23 辞 文久2・6/23～文久3・3/25 辞 文久3・1/23～同12/23 辞 文久3・9/19～慶応3・12/9 廃</p>
<p>議奏 久我大納言建通 中山大納言忠能 飛鳥井侍從雅典 正親町三条大納言実愛 久世正三位通熙 野宮参議定功 ※三条中納言実美 阿野参議公誠 ※広幡大納言忠礼 ※長谷正三位信篤 ※徳大寺中納言実則 正親町大納言実徳 柳原中納言光愛 広橋参議胤保 正親町三条前大納言実愛 久世前参議通熙 阿野参議公誠 六条中納言有容</p>	<p>安政元7/12～文久元12/28 辞 安政5・5/10～文久3・1/27 辞 安政6・2/14～文久3・6/22 伝奏へ転 万延元6/22～文久3・1/27 辞 万延元8/11～文久2・9/28 辞 文久2・1/28～同11/7 伝奏へ転 文久2・10/7～文久3・8/24 免 文久2・11/27～文久3・4/17 辞 文久3・2/12～文久3・8/24 辞 文久3・2/12～文久3・8/24 辞 文久3・4/17～文久3・8/24 辞 文久3・8/24～元治元1/29 辞 文久3・8/24～慶応3・4/19 免 文久3・8/24～慶応3・4/16 免 文久3・12/27～慶応2・10/12 辞 文久3・12/27～慶応3・4/16 辞 文久3・12/27～元治元8/3 辞 文久3・12/27～慶応3・4/16 免</p>
<p>伝奏 広橋前大納言光成 万里小路大納言正房 坊城中納言俊克 野宮参議定功 飛鳥井中納言雅典</p>	<p>安政4・4/27～文久2・閏8/5 辞 安政5・5/1～安政6・1/17 辞 安政6・2/9～文久3・6/21 辞 文久2・11/7～慶応3・4/17 免 文久3・6/22～慶応3・12/9 廃官</p>

(1) 「公武重職補任」(『維新史 附録』)より作成。

(2) ※は「暴論家」とされた者。

た異動として、二年閏八月に広橋光成が辞し、十一月に後任として野宮定功が議奏から転じるのみである。ところが、そのような状況は外部攘夷論勢力の台頭に応じて、後述するように、とくに議奏人事の面で二年八月下旬から変化し始める。

閏八月十四日、毛利慶親・定広は、次のような上書を近衛閔白に提出し、毛利家としては断固として「破約攘夷」路線を推進することを申し入れ、二十七日には、議奏中山忠能を通じて、了解の旨を伝えられていた。¹⁰⁾

叡慮之御決定ハ戊午（安政五年）以来聊不被成御動儀ニ候
処、上ハ神宮之神慮被為窺、下ハ諸侯之赤心ヲ被聞召度ト
之御深衷ヲ不奉察、破約攘夷之御国是ニ未御疑モ被為在候
歟ト、恐多モ是迄勅文ニ泥ミ、自己之見ヲ主張セシメ候向
モ有之哉ニ候得共、大膳大夫於父子（慶親・定広）追々被
仰出候勅諭御沙汰書之御旨、全以破約攘夷之宸断ト奉窺、
皇国御持堅メ之御良策出于此外間敷ト考定、先達テ奉窺候
二事六条之外、方今官武之間ニ於テ周旋可任事件ハ数多
有之候得共、幕政モ漸々改新、賞罰黜陟モ被行候事ニ付、
肝要之御国是、叡慮通速ニ致決定、外夷振標、国内警戒之
御処置第一之御急務、官武御合体之大眼目ニ付、此度長門
守於関東周旋方両道勅諭之外ハ六条之内第一个条ヲ抽
キ、純一ニシテ叡慮御決定之旨ヲ精々申解、尽力之上尚モ

官武御合体之大眼目難決定儀ニ候得ハ無致方帰洛及奏聞、
此余之宸断ヲ奉待、猶愚衷之献言ヲモ可申上ト奉存候、五
个年ニ及ヒ官武御異議之趣、根底明著、最早列藩中決而勅
文ニ泥ミ候儀モ有之間敷ニ付、今更不及會議、断然独立ニ
テ尽力、乍不及皇国正氣御維持之寸補ヲモ仕度父子決心罷
居候（後略）

文中に見える「先達テ奉窺候二事六条」とは、八月二日に
議奏中山に提出した文書を指し、定広の江戸下向、周旋に先立っ
て、天皇の意向を確認したのだが、¹¹⁾そこには第一条に「仮条
約（安政通商条約）之儀ハ御破却ニ可被仰付叡断ニテ可有御座
哉」とあった。この点について八月七日、毛利家臣中村九郎は
中山に会い、「仮条約ハ勿論、下田（和親追加）条約モ一切御
破却御拒絶ト御決定」かと念を押し、中山から「窺之通一切御
拒絶ト被遊御決定候」との回答を得ていた。¹²⁾閏八月十四日の上
書は、これらの経緯を踏まえた、毛利家の攘夷宣言にあたる文
書であった。

毛利家の行動が活発化するなか、島津久光は閏八月七日京都
に帰着したが（大原勅使は六日着）、二十一日に天皇に提出し
た意見十二カ条のなかで破約攘夷論を批判したのち、二十六日
京都を発って帰国の途に就いた。次に見るように、みずからの
意見を天皇に徹底させるルートを封じられたと判断したものだ

ろう。

以上のような状況変化のなかで、天皇の意志決定に最も影響力を持つとされる議奏の人事は、どのような動きを見せていただろうか。安政五年五月以来、また万延元年六月以来、議奏として天皇側近にあった、中山忠能と正親町三条実愛は、八月二十一日に辞任を請うが、許可はされず、かわりに差し控えを命ぜられた（閏八月三日、差し控え免。翌年正月議奏辞任）。同様に万延元年八月以来の議奏、久世通熙は二日後の八月二十三日、これも同様に差し控えを命ぜられ（閏八月五日免）、九月二十八日に辞任する¹³。

つまり毛利慶親・定広と島津久光との間で、公武周旋方針をめぐる確執が生じていた最中の閏八月時点で、実質的に機能していた議奏は、飛鳥井雅典と野宮定功の二人であり、三月と六月の久光上京・大原勅使の江戸下向にあたって、天皇家の政務決定に預かるころの大きかった中山・正親町三条は、影響力をはるかに低下させていた。ちなみに、近習として、天皇の謀臣とも言うべき立場にあった岩倉具視は、千種有文らと共に攘夷論者の標的となり、九月二日に塾居の処分を受け、さらに辞官落飾に追い込まれる。

彼らに代わり、大きな力を振るい始めるのが、三条実美であった。その背後にあるのは、土佐山内家及び長州毛利家である¹⁴。

山内家は、当主豊範がしばらくのちの十月五日参内して、国事周旋の沙汰を受ける。

この間、江戸の情勢については、春嶽の「開国」論と一橋慶喜・老中板倉勝静の「攘夷」論が対立しており、後者を後押しすべき、という入説が、長州系攘夷論勢力からなされていた。たとえば、「尊融親王御記」九月十八日条に、長州の「前田孫右衛門入来（中略）至此頃越前（春嶽）開国之論萌し見ゆる由、早々攘夷之御沙汰被為有候様と之事」、あるいは薩摩の「藤井良節入来（中略）同人之噂ニ、今日從関東書状到来、越前此頃開国主張萌し段々相頭之由、一板（一橋・板倉）兩人は攘夷之論之由、今此機会、速に攘夷之御沙汰可有之様咄之事」と見えるとおりである¹⁵。

こうした圧力を背景として天皇は、將軍に攘夷実行を督促するための別勅使派遣を決定する。なお、「別」とは、伝奏が勤める定例の年頭勅使に、その役目を兼任させる計画があったことに對して、それとは「別」という意味である¹⁶。

別勅使派遣は九月八日に内決、ついで九月二十八日、三条実美が三位中将から権中納言に昇任するとともに勅使に任ぜられた。副使は姉小路公知（侍従から少將に昇任）である。さらに三条は十月七日、久世通熙の後任として議奏に就任（議奏加勢から昇格）したうえ、十二日に京都を発つて江戸に向かった。

これに土佐山内家当主豊範が、また副使姉小路には毛利家臣が随行する。

十月二十七日江戸に着いた三条らは、十一月二十七日「入城」し、次のような、早く攘夷を決定し、大小名に布告すべしとの勅書を將軍に授けたのである。¹⁸⁾

攘夷之念先年来至今日、不絶日夜患之、於柳營各々变革施新政、欲慰朕意、怡悅不斜然拳天下、於無攘夷一定、人心難至一致乎、且恐人心不一致、異乱起於邦内、早決攘夷、布告尔大小名、如其策略武臣之職掌、速尽衆議、定良策、可拒絶醜夷、是朕意也

以上のような一連の経過において、天皇自身の意向がどの程度反映されていたのか、直接の史料からは確認しにくい、少なくとも「攘夷」理念そのものに、天皇が反対であったとは考えにくい。天皇が、無謀な攘夷実行を「暴論」として排斥するようになるのは、早くとも文久三年正月以降であると見られる。

五 攘夷奉答と將軍上洛の布達

十二月五日、前日に続く三回目の勅使入城を迎え、將軍家茂は、次のような二通の奉答書を呈し、攘夷の趣を畏み、来春早々に上洛する旨を回答した（『統再夢紀事』二七五〜二七六頁）。

(1) 勅書謹拝見仕候、勅諭之趣奉畏候、策略等之儀は御委任被成下候条、尽衆議、上京之上、委細可奉申上候、誠惶謹言

文久二年壬戌年十二月五日

(2) 今度被仰出候攘夷之叡慮、天下へ布告仕候ニ付而者、御親兵之儀御沙汰之趣拝承仕候、就而者家茂、征夷之重任ニ膺り且右近衛大将をも兼任仕候上者、御守衛之儀者職掌ニ候間、乍不肖堅固ニ御守衛等之手配可仕、尚不足ニも被思召候はば諸藩より召登も可仕候得共、一体外夷を攘候ニは皇国全地之警衛肝要ニ付、列藩之儀者国力を為養、九州者誰々、奥羽者誰々と申如く、藩鎮之任を専に為仕候はば可然哉と奉存候、仰願くは此旨被聞召分候様仕度奉存候、猶明春早々上京之上警衛之方略、具ニ奏聞を可奉経候、恐惶謹言

第(2)条は、攘夷勅書と合わせて沙汰された「親兵」、すなわち天皇直屬の御所守衛兵制度の設置について、婉曲にこれを断つたものである。

ついで十二月十三日、將軍は諸大名を江戸城に招集し、先に伝達（十一月二十七日）された攘夷勅書を公表するとともに、次のように布達した（『統再夢紀事』二八八頁）。

此度勅書之通被仰出候ニ付而は、銘々之策略被為聞食度被思召候間、見込巨細相認、来二月御上洛前迄ニ早々可被指

出候、依而は御国内之人心一致ニ無之而は難相成儀ニ付、兼而も申達置候へ共、尚此上別而入念武備嚴重相整候様可被心懸候、尤委細之儀は衆議之上、叡慮御伺ニ相成候間、方今無謀之所行無之様、銘々家来下々へも屹度可被申付置候事

十二月

ここで重要なことは、將軍上洛の目的が、以前から見て変化したことである。先述のように、將軍上洛自体は、すでに閏八月下旬に内定済みであり、九月七日には、来年二月実施の予定として諸大名へも布達されていた。その目的は、布達類に必ずしも明示されていないにせよ、国事審議のためであった。ところが、勅使下向と攘夷勅書の伝達という事態を経て、將軍上洛には、攘夷実行の戰略を天皇に申し上げるため、という明らかに目的が示されることになったのである。

これを受けて十二月十五日、松平春嶽は、將軍に先立って先発上京すべき旨を命ぜられ、また後見職慶喜は同日、京都に向けて江戸を出立した。さらに、同じ十五日に將軍は、かつて安政五年（一八五八）八月八日付で、徳川將軍家及び水戸徳川家に下された勅書（いわゆる戊午の密勅）を諸大名に公表し、

先年水戸中納言殿へ御渡ニ相成候勅詔、其頃井伊故掃部頭等不都合之取計致し置候ニ付、此度改而御奉承之儀、水戸

中納言殿（当主慶篤）へ被仰出候、右勅詔之趣銘々厚相心得候様被仰出候事

と、その内容を「銘々厚相心得」るべき旨を達した（『統再夢紀事』二九一〜二九三頁）。安政五年八月の勅詔とは、同年六月の通商条約調印（いわゆる無勅許調印）の報に接した天皇が、「彼是国家之大事候間、大老閣老其他三家三卿家門列藩外様譜代共一同群議評定有之」ことを命じたものだが、大老井伊以下が公表を差し止めていたのであった。¹⁹⁾

この勅詔が改めて公表され、その内容を心得るように通達されたことは、現將軍家茂が、現在の事態を以て、天皇による通商条約調印の認可とそのための諸大名衆議という、安政五年以来の課題が引き続いているものと認識し、みずからの上洛は、その解決のためであることを表明したという意味を持つ。

しかし、このような意味を持つ將軍上洛に対しては、島津家から、強硬な反対意見が呈された。すなわち、將軍上洛にともなあって、島津久光は天皇・將軍双方の側から上京を求められる立場にあったが、家臣大久保一藏・吉井中介（幸輔）に鹿児島から持参させ、十二月二十二日に関白近衛忠熙・青蓮院宮に提出した建白書で、彼は次のように述べている（『統再夢紀事』三三六頁）。

（前略）既ニ攘夷之命令被為下候上は、綸言不可返之道理

二而、自ら於幕府奉行有之筈候得は、来二月大樹公御上洛相成候而は決而不可然儀と奉存候、右事件、左ニ奉申上候、第一、攘夷之儀、仮令三、五年之期限ヲ定候而も実地ニ勅意奉行有之、其術を施候場ニ至候得は、尋常之手当ニ而は中々六ヶ敷、尤彼ヲ制禦する実備無之候而は我ヲ固守致候義、決而出来兼候得は甚至難之訳ニ御座候、寛急之次第ハ有之候而も攘夷決定之上は即日より各国寸陰ヲ惜ミ、必死ニ磨励、海陸軍十分不行届候而は時機ニ後レ候義、必然ニ御座候得は上洛相成不可然奉存候（後略）

この建白書では、將軍上洛反対の理由が、以下第六条まであげられているが、その要点は、攘夷を実行するとなつた以上は、將軍はじめ諸大名ともに、武備充実に集中すべきであり、將軍上洛や、それにとりまは諸大名上京は、経済的な負担という面から見ても、むしろ武備充実に妨げるものだ、ということにある。

しかし、この久光の議論は、必ずしも彼の本音を示したものであるのではない。なぜならば、久光は、もともと毛利家が唱導していた將軍上洛論に、当初から積極的な姿勢を見せていなかった。それに、攘夷奉承を回答した十二月五日以降の時点で、將軍が上洛すれば、長州・土佐系の破約攘夷論に引き込まれて身動きがつかない立場に追い込まれるであろうことは、十分に予想の

立つ事態であつた。とはいへ、すでに攘夷勅書が降下した以上、將軍による攘夷奉承にも、あからさまな反対は出来ない。そのため久光は、武備充実優先という理由を構えたものと思われる。そして、このような認識は、次に述べるように、春嶽や山内容堂（八月、將軍政務参与に任）とも共通していた。

この久光建白を受けた二日後の二十四日、関白近衛忠照・議奏中山忠能・同正親町三条実愛が青蓮院宮のもとに、「御集會、御詮議ありて、建白の旨趣を可とせられ、即日叡慮御伺の上、更に（近衛）殿下より、建白のことく大樹公上洛ハいよいよ見合ハすかた然るへき旨（大久保に）仰含められ」た（『続再夢紀事』三三六頁。三三一頁をも参照）。天皇・関白は、久光建白の趣旨に賛同し、將軍上洛は延期させたいという意向を示し、その旨を春嶽に告げるよう大久保らに指示したのである。

この指示を受けた大久保と吉井は、翌二十五日京都を出立、正月三日（吉井は二日）に江戸着、四日に春嶽・容堂と会見して、久光建白の写しを呈するとともに、近衛以下との折衝の模様を告げ、春嶽・容堂の賛成を得た。春嶽は五日に「當中」で、この件を「水野・板倉両閣老に内談せられしか、両閣老同意」（『続再夢紀事』三四三頁）、八日までに「幕府、大久保市藏の議を納れて一応大樹公の上洛を見合ハせらるゝ事に内決」し、ついで將軍出発を三月中旬まで延期することにした。ただし、それ

を布令するにあたっては、上洛延期の勅命が必要であるとして、勅命降下を周旋するため、大久保と春嶽腹心の中根頼負が上京することになった（同前三四六頁）。二人が京都に着いたのは正月十五日である。

しかし、京都情勢は、江戸での予想をはるかに上回るほど凶悪だった。着京翌日の十六日、中根は後見職慶喜（正月五日着京）及び大目付岡部長常と会談したが、中根の来意を聞いて、慶喜は、「此程島津家の建白書を江戸より廻されたれハ、其大意ハ心得居れと、此地の形状ハ以の外、險難なる事にて、御上洛を延引せらるゝ如き事ありてハ、いよく人心ハ折合ひかたかるへし」と、上洛延期の実現は難しいだろうとの予想を漏らし、また岡部も、「此地の情況ハ上京已前、関東にて聞及ひし所に相違なし、過激の攘夷論のミにて何とも申へき様なし、橋公（慶喜）にも殊の外心痛せられ、事理を尽して論弁せらるれとも一切貫徹せず、無二無三に鎖港すへしとの議なり」（『統再夢紀事』三五〇〜三五二頁）と、慶喜と同様の見方を示した。

事態の推移は、慶喜・岡部の予想したとおりであった。十六日夜、近衛邸を訪問した大久保は、その際の模様を翌日、中根に次のように語った（『統再夢紀事』三五二〜三五三頁）。

昨夜陽明家に参殿し、関東に於て御相談に及びし件を陳述せしに、（関白忠熙）殿下、同意至極なれと此頃来所勞に

て参内を御断り申上居、且昨日鷹司右府へ関白宣下の御内意ありし場合なれハ、何事も鷹府へ申上る方然るへし、と仰ける故、直ちに右府公（鷹司輔熙）の御許に赴き、尚又詳細陳述せしか、右府公も殿下に同じく同意と仰聞られ、夫より青門様（青蓮院宮）へ参上しけるに、此御方ハ御所勞の上此節国事掛り御辞退中なればとて拜謁を許されさりし故、御取次を以て申上しか一切御聞上げにならず、甚残念なりし、扱宮の、しか御聞上げにならざる次第を承ハリ合はせしに、転法輪三条殿（三条実美）帰京以来、殊の外暴激にて頻りに無謀の攘夷を主張せられ、殆んと当るへからざる勢故、近衛殿にも宮ニも此節は参内せられすとの事なるか、其他正親町三条殿にも参内御断り之よし、目下の景況、しか一変せる上ハ今後如何なる場合に運ぶへきか、到底春嶽公御上京ありても御困難のミにて如何にもなされかた有へからず、大樹公の御入洛ハ尚更の事なり、されハ別段の幕議を以、嶽公の御上京も、樹公の御上京も一時御延期ある事にハ至るまじきや

大久保が京都を離れていた十二月二十五日から正月十五日まで約二〇日間の内に、情勢は一変していた。すなわち、さきで將軍上洛見合わせて合意していた関白近衛忠熙・議奏正親町三条実愛・青蓮院宮らは、「所勞」の名目で参内を控え、政務か

ら退いた状況になっており、かわって、議奏三条実美が「帰京以来、殊の外暴激にて頻りに無謀の攘夷を主張せられ、殆んど当るへからざる勢」を振るい、関白もすでに右大臣鷹司輔熙に交代が内定しているというのである。

この情勢変化にあつて大久保・中根らは、將軍上洛延期の勅命降下を、議奏を交えずに関白近衛・右大臣鷹司限りで内決し、天皇の決裁を得て、議奏に下達するという臨機の方策を採ることで実現させようとした。しかし、この方策も二十日、近衛忠熙・近衛忠房（近衛家世子・左大将）・鷹司輔熙の三者が会談し、青蓮院宮の意見を尋ねたりえて、延期勅命を発しないことで最終決着した（『統再夢紀事』三五三〜三五六頁）。大久保の周旋は、こうして失敗に終わったのである。

六 春嶽の將軍辭職論と總裁職辭任

いま見たように、文久二年十二月二十二日、近衛関白に提出された島津久光建白に端を發し、大久保が周旋に奔走した將軍上洛延期工作は、翌三年正月二十日、失敗が確定した。その直後から天皇家内部では、大幅な人事異動が行われる。

すなわち、正月二十三日付で近衛忠熙が関白を辭し（内覧は継続するが、三月二十五日辭任）、鷹司輔熙が新関白に就任した。

議奏では、中山忠能と正親町三条実愛が正月二十七日辭任、彼らに代わつて、広幡忠礼・長谷信篤が二月十二日就任した。二カ月後の四月十七日には、阿野公誠の辭任を受けて、徳大寺実則が議奏に就任する（以上、前掲表2参照）。さらに二月十三日には、新たに国事参政四名（のち二名追加）、国事寄人一〇名が設置された（表3参照）。これら一連の人事により、議奏以下、天皇家の政務決定機構は、事実上すべて長州・土佐系攘夷論勢力を背後に持つ「暴論」家で占められることになるのである。

春嶽が江戸を發し、海路上京の途に就いたのは正月二十二日、二条堀川の越前邸に入ったのは二月四日である。山内容堂はすでに正月二十五日、入京していた。右に見た天皇家内部の人事異動は、この春嶽・容堂の着京に対応したものであった。

春嶽は入京当日の四日、挨拶のため鷹司邸を訪問し、鷹司関白から、「此節攘夷之仰出されもある事なれハ別して公武一和ならハ行届くまし、依てハ追々其筋御相談に及ふへき心得なり」との言葉を得た（『統再夢紀事』三六一頁）。つまり、公武合同による国事審議の必要性と、具体的な集会の開催が、公家側の最高責任者から、武家側に対して表明されたのである。

この鷹司発言を契機とする公武合同審議は、二月九日以来、二十九日まで連日のように開催される。主要な参加メンバー

表3 国事参政・寄人

<p>国事参政</p> <p>橋本参議実麗 豊岡大蔵卿随資 東久世左少将通禧 姉小路右少将公知 烏丸侍従光徳 万里小路右中弁博房</p>	<p>文久3・2/13～同4/14 辞 文久3・2/13～同8/18 廃官（謹慎） 文久3・2/13～同8/18 廃官（謹慎、官位褫奪） 文久3・2/13～同5/20 被害 文久3・6/8～同8/18 廃官（謹慎） 文久3・8/1～同8/18 廃官（謹慎）</p>
<p>国事寄人</p> <p>正親町大納言実徳 滋野井左中将実在 東園右中将基敬 正親町左少将公董 壬生修理大夫基修 中山侍従忠光 四条侍従隆調 錦小路右馬頭頼徳 三条西中納言季知 沢 宣嘉</p>	<p>文久3・2/13～同4/17 免 文久3・2/13～同8/18 廃官（謹慎） 文久3・2/13～同8/18 廃官（謹慎） 文久3・2/13～同10/7 免（差控） 文久3・2/13～同8/18 廃官（謹慎、官位褫奪） 文久3・2/13～同3/晦 辞 文久3・2/13～同8/18 廃官（謹慎、官位褫奪） 文久3・2/13～同8/18 廃官（謹慎、官位褫奪） 文久3・2/13～同日御用掛へ転 文久3・2/13～同8/18 廃官（謹慎、官位褫奪）</p>

「公式重職補任」（『維新史 附録』）より作成。

は、公家側では関白鷹司輔照・前関白近衛忠熙・青蓮院宮（正月二十八日還俗、二月十七日から中川宮を称する）、武家側では後見職一橋慶喜・総裁職松平春嶽・守護職松平容保（会津）・政務参与山内容堂（土佐）であり、武家側集会には、尾張慶勝・伊達宗城（宇和島伊達家隠居）、それに大目付岡部長常らが加わる時があった。

そこで主に議題となったのは、「彼の暴行者を制すべき方案」、つまり三条実美及びその背後にある攘夷論勢力の制圧であった。いっぽう三条側は、対抗措置として二月十一日、慶喜の旅館に押しかけて攘夷期限の決定を迫り、慶喜から、將軍滞京一〇日間、將軍帰府後二〇日間を以て「無相違拒絶」との回答を引き出した（『統再夢紀事』三七二頁）。

このような経過を経て十九日、武家側集会で春嶽は、次のような提案をなすに至った（『統再夢紀事』三八〇頁）。

過般来朝廷より強て攘夷の期限を促され、幕府其急速に実行し得へからざるを知れとも、之を争ふ事能ハす、又浮浪輩の暴行に於けるも、幕府これを処理するハ容易き事なれと、朝廷に於て暗に其所為を庇護せらるゝため抛棄し置ざるを得ざるなど、其紊乱、識者を待たずして明かなる事とも多かりしか、斯る次第に至れるは畢竟、政令の出る所、朝廷幕府の二途に分岐せる故なれば（中略）此際幕府より

断然、大権を朝廷に返上せらるるか、朝廷より更に大権を幕府に委任せらるるかの中、いつれか其一方に定められずてハ最早天下の治安ハ望むへからず

春嶽は右のように、現状の問題点を「政令の出る所、朝廷幕府の二途に分岐せる故」と総括し、その対策としては、將軍からの大権返上か、將軍への大権委任かのどちらかしかないという見解を示したのである。一同（大小目付を含む）は、これに賛同し、その夜のうちに青蓮院宮の賛同をも得て、その旨を関白へ申し入れることが決定した。

二十一日、近衛邸に前関白忠熙・関白鷹司・中川宮（元青蓮院宮）・慶喜・春嶽・容保・容堂が集会して、慶喜から、「此際朝廷より旧の如く百事幕府に御委任あらせらるゝか、又ハ幕府より將軍職を辞し、政権を朝廷に返上するか、何れにても其一方に決せられずては天下ハ治らず」と申し立てた。これに対し、関白鷹司輔熙は、次のように答える（『統再夢紀事』三八四頁）。

申立らるゝ趣、一々事理当然なれと、目下関白は少しも威權なく、殆ど即闕に同じしき有様にて、已に去る十一日の夜の如き、拙官ハ飽まで不都合と思考しければ、余りに強迫せし故、止を得ず、宮御始へも御相談に不及、決行せる程の事なり（中略）其激論も公家のみなれハ関白に於て、いか様にも取締りすへけれど、是ハ蔭武者のその後ろに属け

るものありての事なれハ、其者等の取締りハ幕府を御頼みなさる外あるへからず

右の発言のうち、「已に去る十一日の夜の如き」とは、先に触れたように、三条側が慶喜に攘夷期限の決定を迫ったことを指すが、それらの行動にも、関白として実質的には関与しておらず、さらに「蔭武者のその後ろに属けるもの」への対処は、公家側にとって不可能であると、鷹司は強調したのである。

同時に前関白近衛忠熙は、「此節宮中の実況、御近侍の輩までも悉く激論家のミ故、（天皇は）実ハ深く厭ハせられ、御手許の御用、大かたハ女房を召遣はれ、御近侍を御疎外に遊ハさるゝ程の事なり」と「涙を流して」語った。

これらの発言にあって春嶽は、そのまま引き続いて参内し、直接に天皇の意向を伺うべきことを提案したが、鷹司は、議奏・武家伝奏を除いて天皇の面前で評議を開くことはできないと、これを断った。春嶽ら武家側は、天皇に通じるルートを「中辺の輩」⁽²⁰⁾、すなわち議奏三条実美以下、国事参政・国事寄人、さらにはその背後にある攘夷論勢力によって封じられる事態に直面したのである。

ここに至り、春嶽はついに政事総裁職辞任を決意した。二月四日の着京以来、わずか二十六日後の晦日、春嶽は自邸で重臣と会議し、將軍の着京と同時に辞表を呈することを決した。す

でに將軍は二月十三日、江戸を發し、上洛の途次にあつた。

三月三日、大津で將軍を迎えた春嶽は、京都情勢を説明したうえ、「此上は將軍職を辞せらるゝ外、なされかたあらざるへし」と將軍辭職を勧め、みづからも總裁職を辭任する覚悟であることと述べた（『統再夢紀事』四〇〇頁）。さらに春嶽は五日、入京した將軍にあて、「乍恐將軍之御職掌相立兼候御儀ニ御座候得は、其段主上へ被仰上、速ニ御辭職被遊候之外有御座間敷と奉存候」との意見書を呈した（同前四〇三頁）。春嶽の認識では、もはや征夷大將軍の制度職掌自体が成り立たない状況に至つてゐるとされたのである。

こえて三月九日、春嶽は「昨秋御役被仰付候以来、乍不及公武御合体之御主意、相貫候様仕度、深心痛仕、別而当春上京仕候ニ付而は一橋中納言殿申談、只管勅旨遵奉之外他事無之、今日迄相勤来候得共、素々不肖之儀故、兎角御一和之筋徹底不仕（中略）速ニ御役御免被成下候様」との辭職願書を老中宛に提出した（『統再夢紀事』四〇八頁）。やがて二十一日、春嶽は回答を得ないまま、届け捨てて京を發ち、福井に向かつたのであつた。

この間に春嶽が提起した課題は、第一に、天皇・將軍をそれぞれの頂点とする公武「御一和」の国事審議であつたが、その実現は、攘夷論勢力によって阻まれる結果になつた。その勢力

を排斥する八月十八日政変への動きは、この文久三年三月時点で、すでに軌道が敷かれつつあつたと言へるだろう。第二には、破約攘夷の政策を検討し直すことであつたが、それは八月十八日政変後、元治元年（一八六四）春の参預會議でも依然として解決されず、慶応元年（一八六五）十月の条約勅許まで持ち越されることになる。冒頭に見た「王政復古」政変による国事審議機関の成立までには、まだ多くの階梯を経なければならぬが、その過程についての検討は今後の課題としておきたい。

〔註〕

- (1) 「非蔵人日記」。維新史料編纂会『維新史』第五卷（一九四一年初刊。吉川弘文館 一九八三年復刊）七三〜七四頁所収。なお、宮内庁『明治天皇紀』第一（吉川弘文館 一九六八年）五五四〜五六二頁をも参照。
- (2) 伴五十嗣郎編『松平春嶽未公刊書簡集』（思文閣出版 一九九一年）。なお、これらの春嶽書簡は、『福井県史 資料編 3 中・近世一』（福井県 一九八二年）にも収録されている。
- (3) 一九七〇年代までの先行研究と、それに対する筆者の見解については、拙著『明治維新と国家形成』（吉川弘文館 二〇〇〇年）I部一章「明治維新の史学史」を参照されたい。
- (4) 日本史籍協會編『統再夢紀事』一（一九二一年初刊。東京大学出版会 一九八八年覆刻再刊）三頁。
- (5) この図のみは、『福井県史 資料編 3 中・近世一』三二二頁のトレース版を借用した。

- (6) 閏八月七日時点の在職者と人数は、勘定吟味役を除き、「公武重職補任」(『維新史 附録』)から確認できる。ただし、その全員が実際に評議に出席したとは断定できない。
- (7) 『続徳川実紀』第四編(吉川弘文館 一九九九年新装版) 三八八頁。
- (8) 佐々木克「文久3年8月政変と薩摩藩」(京都大学人文科学研究所『人文学報』第八十七号 二〇〇二年)を参照。
- (9) 笹部昌利「薩摩藩島津家と近衛家の相互的『私』の関わり―文久二年島津久光『上京』を素材に―」(『日本歴史』六五七号 二〇〇三年)を参照。
- (10) 「毛利敬親事蹟」。宮内庁蔵版『孝明天皇紀』第四(吉川弘文館 一九八一年)一四二頁所収。
- (11) 「村井政礼手録」。同前五五―六〇頁所収。
- (12) 「奉勅東下記」。同前六〇頁所収。
- (13) 仙波ひとみ「幕末における関白―『両役』と天皇―安政五年『外夷一件』をめぐる『朝議』を中心に―」(『日本史研究』四七三号 二〇〇二年)を参照。
- (14) 『孝明天皇紀』文久二年八月二十一日条(同書第四、一〇一―一〇三頁)及び九月二十八日条(一五六頁)による。
- (15) 笹部昌利「幕末期公家の政治意識形成とその展開―三条実美を素材に―」(『佛教学大学総合研究所紀要』第八号 二〇〇一年)を参照。
- (16) 『孝明天皇紀』第四 一八五―一八六頁所収。
- (17) 「尊融親王御記」。同前一八四―一八五頁所収。
- (18) 「三条実美公年譜」同日条。同前一九五頁所収。
- (19) この勅諭降下の経過や意味については、前掲拙著『明治維新と国家形成』四二―四三頁を参照。

(20) 二月晦日、中根と村田巳三郎(氏寿)が、近衛忠熙に会った時、近衛は「近來、中辺の輩いよいよ勢力を恣にする事となり、関東を指置き、朝廷より直ちに令を発せらるゝ事の如き、畢竟中辺より強迫する為め止を得ず、さる事あるに至れるなり」と語った(『続再夢紀事』三九五頁)。